

【新設】（独立企業間価格の算定）

59 の 3(4)－1 66 の 4(2)－1 から 66 の 4(3)－4 まで、66 の 4(4)－2 から 66 の 4(8)－1 まで及び 66 の 4(8)－7 から 66 の 4(9)－4 までの取扱いは、関連者（措置法第 59 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する関連者をいう。以下同じ。）との間で行った特許権譲受等取引（同項第 5 号イに規定する特許権譲受等取引をいう。以下同じ。）の対価の額を同条第 5 項の規定により措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する方法に準じて算定する場合について準用する。

【解説】

- 1 本制度においては、適用対象法人と関連者との特許権譲受等取引が独立企業間価格で行われていない場合で、適用対象法人が関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たない場合、その特許権譲受等取引は独立企業間価格で行われたものとみなすこととされ、この独立企業間価格については、特許権譲受等取引の対価の額について移転価格税制の規定（措法 66 の 4 ②）に準じて算定した金額（その特許権譲受等取引が租税特別措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連取引である場合には、同項に規定する独立企業間価格）をいうとされている。
- 2 すなわち、本制度においては、独立企業間価格で行われたものとみなされる取引の範囲は異なるものの、その算定については移転価格税制と同様とされているものであるため、本通達において、対象取引の性質上、本制度の独立企業間価格の算定に関連しない取扱いを除き、移転価格税制における独立企業間価格の算定に関する取扱いを準用することを明らかにしている。